

# 令和5年度全国高等学校総合体育大会 第73回全国高等学校スキー大会 医療救護要項

## 1 目的

この医療救護要項は、令和5年度全国高等学校総合体育大会第73回全国高等学校スキー大会に参加する選手・監督、役員、視察員及び報道関係者等の医療及び救護について、基本的事項を定める。

## 2 方針

令和5年度全国高等学校総合体育大会第73回全国高等学校スキー大会実施本部（以下「実施本部」という。）は、医療機関、医師会、保健所、消防署等と相互に連絡調整を行い、関係機関の協力を得て業務を推進し、大会の円滑な運営を図る。

## 3 救護所の設置

- (1) 大会期間中、競技開始から終了時まで各会場に救護所を設置する。
- (2) 救護所では、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合を除き、応急処置を行い必要に応じて救急車を要請し医療機関に移送する。

## 4 救護所以外における医療

- (1) 練習等の場合
  - ・練習時間等において負傷、発病した場合は、監督・引率責任者は競技会場の係員等に申し出、責任を持って対処する。
  - ・救急車の要請が必要な場合は、監督・引率責任者は競技会場の係員等に申し出、必要に応じて会場施設管理事務所を通す。
- (2) 宿舎で発病した場合  
監督・引率責任者は宿舎に申し出るとともに医療機関等へ連絡し、必ず付き添い受診する。
- (3) 実施本部事務局への連絡  
医療機関を受診した場合は、監督・引率責任者は後刻傷病の状況を、大会実施本部に連絡する。

## 5 医療機関での受診方法

各種健康保険の被保険者等の資格証「健康保険証」または、「保険証連携済みのマイナンバーカード」を提示して受診する。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入者は「医療等の状況」の用紙を持参する。

## 6 医療費等の負担

- (1) 医療機関等での診療に要する費用は、すべて受診者の負担とする。また、「健康保険証」の提示がない場合は全額自己負担となるので注意すること。
- (2) 救急車以外の車両を使用し、医療機関を受診する際にかかった交通費は受診者が負担する。
- (3) 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じること。

## 7 参加生徒等の健康状況把握について

監督・引率責任者は、引率するすべての参加生徒の健康状況を把握し、救護所や医療機関で医師等に正確に伝えられるよう準備すること。（特にアレルギー、心臓疾患、その他既往症の有無等）

## 8 医療機関の案内

- (1) 競技会場では、救護所及び会場係員等が医療機関の紹介をする。
- (2) 宿泊施設では、フロントで最寄りの医療機関の紹介をする。
- (3) とやま医療情報ガイド  
休日診療の医療機関、救急病院、薬局等をインターネットで検索できます。  
◆URL : <https://www.qq.pref.toyama.jp/qq16/qqport/kenmintop/>

- ◆携帯・スマートデバイス  
※QRコードを読み込んでください。



- (4) 富山市内（ジャンプ・ノルディックコンバインド競技）医療機関  
科によっては対応できないこともあるので、受診前に必ず電話で確認すること。

○ 休日・夜間・一次救急対応医療機関

医療機関等名	所在地	電話
富山市・医師会急患センター	富山市今泉北部町 2-76	076-425-9999
診療時間		診療科目
平日：19時～24時（23時45分受付終了）	内科・外科・小児科	
土曜日：14時～24時（23時45分受付終了）	内科・外科・小児科（19時～24時）	
休日：昼間 9時～17時30分	内科・外科・小児科・耳鼻科・眼科・皮膚科	
休日：18時30分～24時（23時45分受付終了）	内科・外科・小児科	

- (5) 砺波・高岡地区（アルペン・クロスカントリー競技）医療機関  
診察日や診療時間については、受診前に必ず電話で確認すること。

○ 休日・夜間・救急対応医療機関

医療機関等名	所在地	電話	診療科目
南砺市民病院	南砺市井波 938 番地	0763-82-1475	当番医師が診察
公立南砺中央病院	南砺市梅野 2007 番地 5	0763-53-0001	当番医師が診察
砺波医療圏急患センター	砺波市新富町 1-61	0763-34-5005	内科、小児科
高岡市急患医療センター	高岡市本丸町 7 番 1 号	0766-25-7111	内科、小児科、外科、整形外科

## 9 救護所に備えてある書類

- (1) 受診依頼書
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター提出用  
ア 医療の状況等 ① 病院用(入院用・入院外用) ② 柔道整復師用 ③ 調剤用  
イ 災害報告書

## 10 感染予防対策

- (1) こまめな手洗いやうがい等基本的感染対策を励行し、自ら感染予防に努めること。
- (2) 感染症が疑われる場合は、感染者の治療と感染拡大防止に努めるとともに、宿泊施設の責任者及び実施本部に速やかに申し出ること。

## 11 その他

大会期間中に起きた傷病については、「(公財)全国高等学校体育連盟傷病見舞金規定」及び「傷病見舞金審査基準に関する申し合わせ事項」を参考とする。